

政 治・経 済

〔 I 〕 次の文章を読み、下の設問（設問1～設問10）に答えよ。 (50点)

① 私的自治の原則によれば、個人は、みずからの意思によって自由に法律関係を形成できるものとされる。② 自己決定権は、多様な場面で問題となるが、私的自治の原則を補強する役割を果たしていると解する見解もある。

私的自治の原則から派生する原則として、（ア）の原則がある。この原則の下、個人は、③ 契約の内容や契約を締結するかどうかを当事者の合意で決定できることとされる。しかしながら、これを無制限に認めると、④ 消費者と企業間の契約のように、契約の当事者間に情報量や交渉力において差がある場合、これを利用して経済的強者が自分に有利な契約を経済的弱者に押しつけることも可能となる。そこで、さまざまな法律により、弱者保護の観点から、私的自治の原則および（ア）の原則に制限が加えられている。

【設問1】文中の（ア）に入る最も適切な語句を、解答欄I-甲のアに記入せよ。

【設問2】下線部①に関連して、次の文章の（イ）・（ウ）に入る最も適切な語句を、解答欄I-甲のイ・ウに記入せよ。

近代市民社会の成立とともに、私法における重要な原則として、私的自治の原則のほか、すべての人は、年齢や地位などに關係なく、平等に権利を有し義務を負うという権利能力平等の原則、正当な経済活動によって得られた成果は、その人の固有の財産として保護されるという（イ）の原則が確立された。

過失がなければ責任を負わなくてよいという過失責任の原則は、私的自治の原則から派生する原則であるが、製造物責任法は、消費者保護のため、一定の場合に無過失で責任を負わせることを認めている。これにより、証明が難しかった企業側の過失の有無に關係なく、製造物に（ウ）があれば、消費者は、企業に対して責任を問うことができるようになった。それでも消費者側の立証の負担は重く、欧米諸国の製造物責任法のように「（ウ）の推定」を導入すべきであるといった意見もある。

【設問3】下線部②に関連して、次の文章の（エ）・（オ）に入る最も適切な憲法上の語句を、解答欄I-甲のエ・オに記入せよ。

日本国憲法第13条は、すべての国民を個人として尊重し、「（エ）、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障し、これらの権利については、「公共の福祉に反しない限り、（オ）その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定める。自己決定権は、この幸福追求権のあらわれであるともいえる。

【設問4】下線部⑥に関連して、次の文章の（カ）に入る最も適切な語句を、解答欄I-甲のカにカタカナで記入せよ。

患者の自己決定権の観点から、医療行為にあたり、医師が患者に対し治療法などについて説明をしたうえで、患者から同意を得ることを必要とする（カ）の重要性が指摘されている。（カ）は、医師による十分な説明に基づく患者の同意という意味でも用いられる。

【設問5】下線部⑥に関連して、次のa～cの記述について、臓器移植法の内容として正しいものには数字の1を、正しくないものには数字の2を、解答欄I-乙のa～cに記入せよ。

- a. 2009年の臓器移植法の改正前は、提供の意思表示が可能な年齢は15歳以上とされていたが、改正後は13歳以上と定められている。
- b. 2009年の臓器移植法の改正前は、提供者の臓器提供の意思表示については、臓器提供意思表示カードのように、本人の意思表示が必要であった。これに対して、改正後は、本人の意思が不明な場合でも、家族が承諾すれば提供が可能となった。
- c. 2009年の臓器移植法の改正後も、提供者の秘匿性が維持されており、優先的に親族や知人に対して臓器提供をするといった意思表示をすることはできない。

【設問6】下線部④に関連して、次の文章の（ i ）・（ ii ）に入る最も適切な語句の組み合わせを、下の1～6のうちから1つ選び、その番号を、解答欄I-乙に記入せよ。

契約は、原則として、（ i ）成立する。契約の当事者は、契約上の権利を行使する一方で、契約上の義務を果たす義務を負う。契約違反の場合には、裁判によって、契約の相手方に対し、（ ii ）を請求したり、強制的に契約内容の執行を求めたりすることができる。

1. （ i ）書面での意思表示によってのみ（ ii ）課徴金
2. （ i ）書面での意思表示によってのみ（ ii ）罰金
3. （ i ）書面での意思表示によってのみ（ ii ）損害賠償
4. （ i ）口頭での意思表示であっても（ ii ）課徴金
5. （ i ）口頭での意思表示であっても（ ii ）罰金
6. （ i ）口頭での意思表示であっても（ ii ）損害賠償

【設問7】下線部⑤に関連して、アメリカ合衆国のケネディ大統領が特別教書で示した「消費者の4つの権利」として正しくないものを、次の1～4のうちから1つ選び、その番号を、解答欄I-乙に記入せよ。

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 知らされる権利 | 2. 選択できる権利 |
| 3. 集団で訴える権利 | 4. 意見が聞きとどけられる権利 |

【設問8】下線部①に関連して、次の文章の（ A ）～（ G ）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄I-乙のA～Gに記入せよ。

（ A ）は、2000年の改正により、1976年に制定された（ B ）から法律の名称を変更したもので、通信販売などの特定の方法で商品を購入した場合のトラブルから消費者を保護することを目的としている。この法律で定められているクーリング・オフ制度により、消費者は、みずからが締結した契約を、一定期間中であれば、一定の条件の下で（ C ）ことができる。

（ D ）もまた、2000年に成立した法律であるが、消費者と事業者間の契約について、消費者の誤認や困惑による契約を消費者が取り消すことや、消費者の利益を一方的に害する不当な条項を（ E ）ことを定めたものである。

また、認知症など判断能力が低下した人が契約する際に、本人に代わって契約の締結などができる（ F ）が設けられている。

さらに、約款については、2017年の（ G ）の改正により規定が新設され、この規定により、約款が不当に消費者の利益を一方的に害する場合、このような約款は、合意しなかったものとみなされる。

[語群]

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1. 割賦販売法 | 2. 消費者基本法 | 3. 消費者契約法 |
| 4. 無限連鎖講防止法 | 5. 民法 | 6. 消費者保護基本法 |
| 7. 訪問販売法 | 8. 消費者安全調査委員会 | |
| 9. 特定商取引法 | 10. 無効とする | 11. 解除する |
| 12. 有効とする | 13. 国民生活センター | 14. 成年後見制度 |
| 15. 消費者被害救済制度 | | 16. 特定適格消費者団体 |
| 17. 執行する | | |

【設問9】下線部④に関連して、次の文章の（キ）・（ク）に入る最も適切な語句を、解答欄I-甲のキ・クに記入せよ。

（キ）制度とは、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため、一定の消費者団体が裁判により消費者に代わって事業者の不当な行為の差止めを請求できる制度である。その後、2016年に施行された消費者裁判手続特例法に基づき、（ク）制度が導入され、多数の消費者に共通して生じた財産的被害について、一定の消費者団体が原告となって事業者を訴え、勝訴確定後に個々の被害者が裁判手続に加わり、損害賠償を求めることができるようになった。

【設問10】下線部④に関連して、多重債務問題に関する記述として最も適切なものを、次の1～4のうちから1つ選び、その番号を、解答欄I-乙に記入せよ。

1. 政府は、貸金業規制を大幅に強化するため、2006年に利息制限法を改正し、グレーゾーン金利を撤廃した。
2. ヤミ金融とは、貸金業法に基づき登録をしながらも、高金利で融資をし、悪質な取り立てをおこなう業者を指す。
3. 借り過ぎ、貸し過ぎを防ぐために設けられた総量規制とは、貸金業者からの借入総額を年収の3分の1以下に制限するものである。
4. 借主は、みずからの責任で借金をした以上、裁判所にみずからの破産を申請することはできない。

[Ⅱ] 次の文章を読み、下の設問（設問1～設問10）に答えよ。 (50点)

日本の中小企業は、企業数や従業者数において多くの割合を占めている。日本では、高度経済成長期に国内総生産や就業者の構成比でみた産業の中心が、第一次産業から第二次産業へ、さらに第三次産業へと移行し、(ア)の高度化が進んだ。また消費者ニーズも多様化するなかで、中小企業は機動性を活かし、新しい事業分野を切り開くなど、日本経済の発展や雇用を支えるうえで重要な役割を果たしている。中小企業のなかでも、製造業の中小企業では、一般に町工場とよばれるような小規模の工場が全体の工場数の約7割を占めており、部品や素材の供給網を意味する(イ)を支えるなど、日本のものづくり産業を下支えしている。しかし、それらのなかには、原材料費の高騰や後継者不足などさまざまな経営課題に直面している中小企業も少なくない。また小売業の中小企業では、その数が多いが、2000年に(ア)が廃止されたことで、大型ショッピングセンターが郊外に次々と誕生していく一方で、それに対抗することができない中小商店も多く、街中や駅前の商店街が「(B)」と形容されるなど、その活気の喪失が問題となっている。

中小企業を取り巻く問題は、1990年代に入ってから顕著化した。バブル経済が崩壊し、不良債権が増大したことで金融機関の貸し出し姿勢が極端に慎重になる(ウ)が生じ、より健全な中小企業であっても資金調達に困窮するようになった。また新規に開業する割合の低迷も深刻化した。1999年には中小企業基本法が改正され、「独立した中小企業者の自主的な努力」の助長と「その(エ)で活力ある成長発展」をはかることが基本理念とされ、基本的施策の1つに創業の促進が掲げられた。さらに2006年には(オ)法が施行され、最低資本金規制(最低資本金規定ともいう)が撤廃された。このように、開業する割合を高めるための、創業(ないし起業)を支援する政策が展開された。

【設問1】文中の（ア）～（オ）に入る最も適切な語句を、解答欄II－甲のア～オに記入せよ。ただし、イはカタカナで記入せよ。

【設問2】文中の（A）・（B）に入る最も適切な語句を、次の語群からそれぞれ1つ選び、その番号を、解答欄II－乙のA・Bに記入せよ。

[語群]

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 大規模小売店舗法 | 2. 中心市街地活性化法 |
| 3. 大規模小売店舗立地法 | 4. 都市計画法 |
| 5. ショッピング・モール | 6. 産業空洞化 |
| 7. シャッター通り | 8. アウトレット・ショップ |
| 9. スマートシティ | |

【設問3】下線部①に関連して、2014年の中小企業庁の資料による、中小企業の企業数および従業者数（4人以上）の割合として、最も適切な組み合わせを、次の1～4のうちから1つ選び、その番号を、解答欄II－乙に記入せよ。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 企業数99%、従業者数70% | 2. 企業数99%、従業者数50% |
| 3. 企業数70%、従業者数70% | 4. 企業数70%、従業者数50% |

【設問4】下線部⑤に関連して、次の文章の（カ）に入る最も適切な語句を、カタカナ3文字で、解答欄II-甲のカに記入せよ。

日本では、1973年の石油危機を境に、重厚長大といわれる大規模装置産業に対して、情報産業・サービス業・レジャー業などの第三次産業の割合が増加し、生産販売の面でも、開発・デザイン・情報・管理など、付加価値が高く、技術集約度の高い分野が重要視された。このように、技術革新や情報化の進展などにより、モノの生産を中心とした経済から、サービスの生産を中心とした経済へ移行することを、経済の（カ）化という。

【設問5】下線部⑥に関連して、こうした中小企業のうち、高い専門性や技術力を発揮して、成長を続けている中小企業をベンチャー企業（あるいはベンチャー・ビジネス）とよぶが、ベンチャー企業のさらなる成長を促すために投資をおこなう個人投資家を何というか。カタカナ5文字で、解答欄II-甲に記入せよ。

【設問6】下線部⑦に関連して、製造業における中小企業の定義に該当する資本金と従業員数として、最も適切な組み合わせを、次の1～4のうちから1つ選び、その番号を、解答欄II-乙に記入せよ。

1. 資本金1億円以下、従業員数100人以下
2. 資本金1億円以下、従業員数300人以下
3. 資本金3億円以下、従業員数100人以下
4. 資本金3億円以下、従業員数300人以下

【設問7】下線部⑥に関連して、次の文章の（キ）・（ク）に入る最も適切な語句を、それぞれ漢字4文字で、解答欄II-甲のキ・クに記入せよ。また（C）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄II-乙のCに記入せよ。

1963年に制定された中小企業基本法は、中小企業に設備増強などの促進を意味する近代化と、大企業との間にみられる生産性などの諸格差の是正を目標とした。地場産業などにもみられるように、中小企業は職人の技能などを活用した生産方式が多いことから（C）集約的な製品を製造するが、一方で、大企業は生産能力の高い施設や設備をもつなど従業員1人あたりの資本設備（有形固定資産）額を意味する（キ）率が高いことから、中小企業と大企業との間で生産性に格差が生じる。この企業規模間の生産性ないし賃金などに存在する諸格差は、日本経済の（ク）として問題となった。

[語群]

1. 労働 2. 資本 3. 情報 4. 設備

【設問8】下線部⑦に関連して、適当でないものを、次の1～4のうちから1つ選び、その番号を、解答欄II-乙に記入せよ。

1. 株式会社の最低資本金は、1,000万円であった。
2. 有限会社の最低資本金は、500万円であった。
3. 2006年以降、有限会社の新設が廃止された。
4. 2006年以降、資本金が1円でも株式会社を設立できるようになった。

【設問9】下線部⑧に関連して、創業して間もない企業に対して、経営面で国や地方公共団体などが支援・育成をおこなう、もともとは「卵がかかること」を意味することを何というか、カタカナ9文字で、解答欄Ⅱ－甲に記入せよ。

【設問10】下線部⑨に関連して、次のa～dの記述について、正しいものには数字の1を、正しくないものには数字の2を、解答欄Ⅱ－乙のa～dに記入せよ。

- a. 創業（起業）支援には、既存企業の業種転換の支援が含まれる。
- b. 創業（起業）支援がおこなわれるようになってから、製造業の起業よりも、情報通信、教育・学習支援、医療・福祉関係といった分野での起業が増えている。
- c. 医療・福祉関係では、20～30歳代の起業家が急速に増えている。
- d. 起業教育の内容には、新しい企業を誕生させることだけでなく、その企業を存続させるための事業の創造やマネジメントも同時に求められる。

〔III〕 次の文章を読み、下の設問（設問1～設問4）に答えよ。 (50点)

第二次世界大戦後、日本では連合国軍最高司令官総司令部（G H Q）の指令で、経済民主化政策がおこなわれた。民主化の柱は、（ア）、労働の民主化、財閥解体の3つである。

（ア）は自作農を創出するための政策だった。不在地主の貸付地全部、在村地主の貸付地の1町歩（北海道は4町歩）を超える部分を政府が買い上げ、（イ）農に売り渡した。これにより自作農が増加し、農家の収入が増大した。

労働の民主化とは、治安維持法などによって禁止されていた労働組合運動が公認され、労働三法などにより、労働者の権利が保障されたことである。これにより、多くの労働組合が結成された。

財閥解体とは、（ウ）整理委員会によって（ウ）を解散させ、独占禁止法と過度経済力集中排除法の制定によって、少数の企業による過度な市場支配と不公正な取引を禁止した政策である。

政府は、限られた資金と資源を、石炭や鉄鋼、肥料などの基幹産業に重点的に配分する（エ）方式を採用した。また、物資の不足と通貨の増発によって深刻化した（オ）を収束させるため、G H Qは、1948年に経済安定九原則を示した。さらに、1949年には、（カ）といわれる財政引き締め政策がとられた。このため（オ）は収まったものの、日本経済は不況に陥った。

しかし、1950年に（キ）が勃発すると、アメリカ軍が調達する大量の物資やサービスによって特需が発生し、日本経済は活気づいた。特需景気によって経済成長の足掛かりをつかんだ日本経済は、1955年頃から1973年頃まで高い経済成長率が続く高度経済成長期となった。

【設問1】文中の（ア）～（キ）に入る最も適切な語句を、解答欄III-甲のア～キに記入せよ。ただし、オ・カはカタカナで記入せよ。

【設問2】下線部②に関連して、次の文章の（ク）～（コ）に入る最も適切な語句を、解答欄III-甲のク～コに記入せよ。また、（A）～（D）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄III-乙のA～Dに記入せよ。

第二次世界大戦後の労働の民主化政策のなかで、日本国憲法第28条に規定された勤労者の（ク）権、団体（ケ）権、団体行動権の労働三権を具体的に保障するために、労働組合法と労働関係（コ）法が制定された。また、憲法第27条に記された労働条件を具体的に規定する労働基準法が制定された。これら3つの法律によって、日本の労働関係の近代化が進んだ。

民主化政策とその後の高度経済成長のなかで、大企業を中心に労働組合運動が拡大した。1950年にはナショナルセンターとして（A）が結成され、毎年恒例の賃金闘争である（B）、合理化反対運動、平和運動を担った。1964年には、（A）に対抗して、（C）が結成され、労使協調路線で労働条件の改善を目指した。

高度経済成長期が終焉すると、賃金上昇率が低下し、労働組合組織率も急落した。このような困難な状況を背景に、（A）と（C）は、1989年に（D）に統合された。（D）は、労使協調、労働時間短縮、技術革新への労働者教育の重視など、現実路線をとってきた。

[語群]

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 春闘 | 2. サボタージュ |
| 3. ストライキ | 4. 全国産業別労働組合連合（新産別） |
| 5. 全国労働組合総連合（全労連） | |
| 6. 全国労働組合連絡協議会（全労協） | |
| 7. 全日本労働総同盟（同盟） | 8. 中立労働組合連絡会議（中立労連） |
| 9. 日本労働総同盟（総同盟） | 10. 日本労働組合総評議会（総評） |
| 11. 日本労働組合総連合会（連合） | |
| 12. ロックアウト | |

【設問3】下線部⑥に関連して、次のa～cの原則のうち、「経済安定九原則」に当てはまるものには数字の1を、当てはまらないものには数字の2を、解答欄III-乙のa～cに記入せよ。

a. 財政拡大

b. 徴税強化

c. 価格統制廃止

【設問4】下線部⑦に関連して、次の文章の（E）～（G）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄III-乙のE～Gに記入せよ。

1956年の『経済白書』は「もはや『戦後』ではない」という言葉で、戦後復興による経済成長が終わったという認識を示した。戦後復興に代わって日本経済は1973年頃まで、優秀な労働力の安定的供給、活発な設備投資、国民の高い貯蓄率などによって、高度経済成長が続いた。この間、1960年に池田勇人首相は社会資本の充実などを目的とし（E）を発表した。1960年代前半までは、好景気のため輸入が増えると外貨不足から貿易が停滞する（F）にしばしばぶつかった。1960年代後半には、自動車や家電製品など耐久消費財の需要が増大し、設備投資が拡大した。1968年には日本の国民総生産（GNP）が（G）を抜き、資本主義国でアメリカ合衆国に次いで第2位となった。

[語群]

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1. イギリス | 2. ソビエト連邦 | 3. 西ドイツ |
| 4. フランス | 5. 構造改革 | 6. 国際収支の均衡 |
| 7. 国際収支の天井 | 8. 国民所得倍増計画 | 9. 日本列島改造論 |
| 10. 貿易障壁 | 11. 貿易摩擦 | 12. 量的緩和政策 |